

換地設計の決定及び仮換地指定について

東海加木屋中部土地区画整理事業は、土地区画整理審議会において審議を経た土地評価基準や換地設計基準及び養父森岡線大街区・沿道街区への申出等を踏まえて換地設計案の作成を行い、本年4月17日より土地所有者を対象に、仮換地案に関する個別説明を行いました。その後、5月31日に開催した第4回土地区画整理審議会において仮換地の指定について同意をいただきました。

本地区内の仮換地指定については、第4回審議会における審議を経て、6月16日に対象となる土地所有者の皆様に対して「仮換地指定通知」を送付させていただき、6月30日付で効力発生となりました。

仮換地指定後は、道路や調整池、下水道、宅地造成等の工事に本格的に着手し、早期の工事概成に向けて進めてまいります。

仮換地指定に関するお知らせ

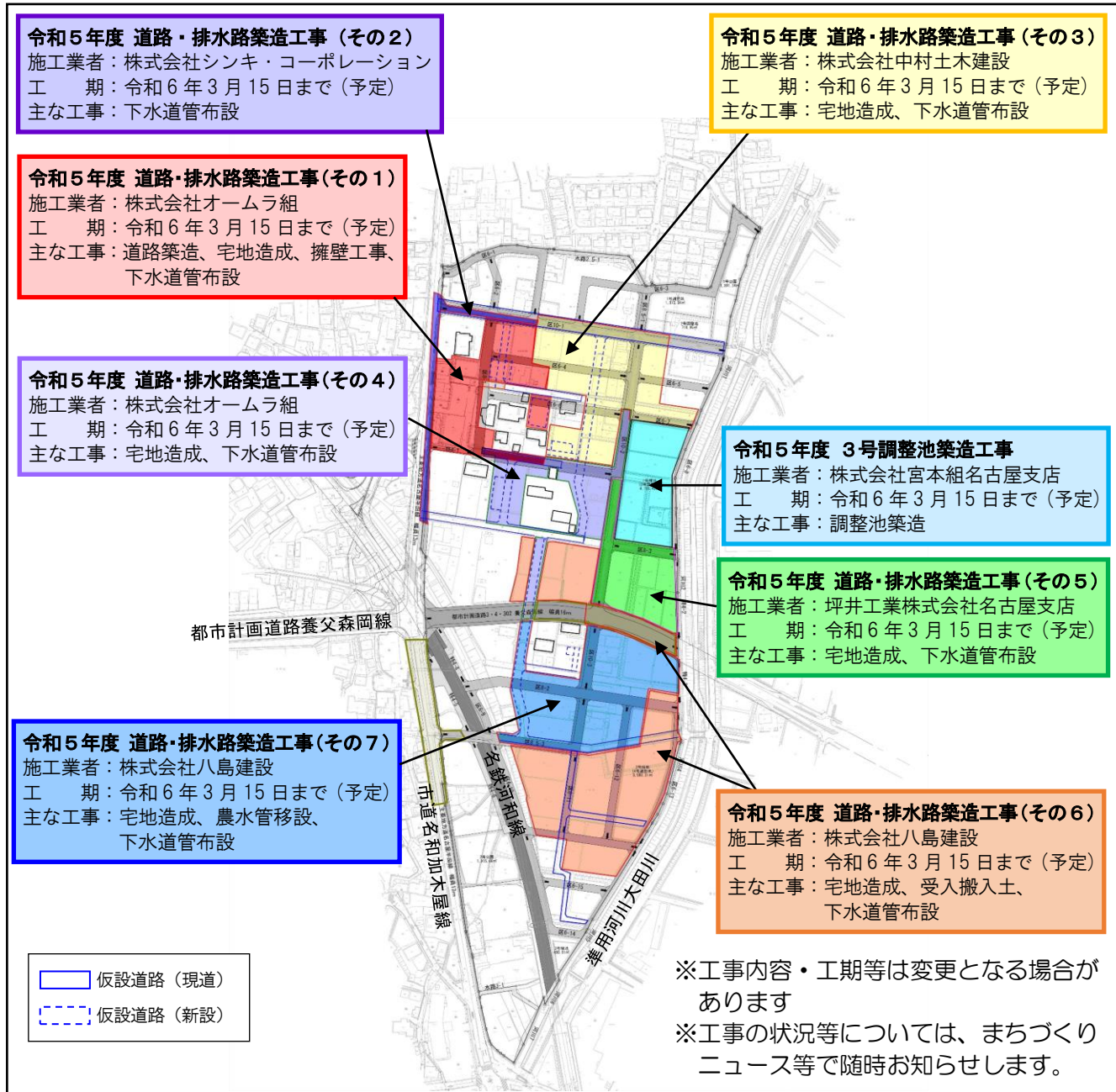
- ・ 仮換地指定通知書は、紛失されても再発行できませんので、大切に保管してください。
- ・ 仮換地指定の効力発生の日から従前の土地にある使用収益権は仮換地に移行しましたが、工事等により仮換地の使用収益ができるまで時間を要することから、それまでは、仮換地を使用せず従前の土地を従来どおりご使用ください。
仮換地の使用又は収益の開始についての通知を、後日改めて発送します。
使用収益の停止された方は、従前の土地を使用しないでください。
- ・ 建築物や工作物等について、道路や調整池、下水道、宅地造成等の工事のため仮換地への移転（又は除却）の必要がある方には改めて連絡しますので、その際にはご協力をお願いします。
- ・ 土地の分合筆や権利変動等される場合は、届出等が必要になりますので、市街地整備課へお申し出ください。
- ・ 換地処分の公告の日までの間に、土地区画整理事業施行区域内の土地に建築物等を建築しようとする場合や土砂等を搬出入しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定により制限があり、市長の許可が必要になります。
- ・ その他、ご不明な点がございましたら、東海市都市建設部市街地整備課へお問い合わせください（連絡先は裏面参照）。

土地区画整理事業における工事のお知らせ

今年度の土地区画整理事業の工事は下図の箇所を予定しています。今後、工事の進捗に応じて、車両の通行止めや迂回となる箇所があります。

本事業の工事に伴い、地域住民の皆様にご不便をお掛けしますが、安全の確保、早期完成に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■令和5年度施工箇所図（令和5年8月時点）



問合せ先

東海市役所都市建設部市街地整備課（中心街整備事務所内）

【住 所】 〒477-0031 東海市大田町東畑 119 番地

【E-mail】 shigaichi@city.tokai.lg.jp

【電話番号】 0562-33-7761 【FAX】 0562-33-7775